

受付印

平成 年 月 日
長崎県知事殿

※処理事項

発信年月日
通信日付印

※処理事項
整理番号
事務所
法人番号
申告区分

申告年月日
年 月 日

解散法人の所在地 (ふりがな)	従前の事業種目	資本金の額 又は出資金の額
解散法人の名称 (ふりがな)	資本金等の額	
清算人 自署押印	経理責任者 自署押印	

平成 年 月 日 解散の 道府県民税の 申告書

事業		税		道府県民税		
清算所得金額の総額	⑲	0.00		計算した法人税額	①	0.00
課税標準となる清算所得金額	⑳	0.00		法人税法第100条の規定による所得税額の控除額	②	0.00
事業税額 (㉑×100)	㉑	0.00		課税標準となる法人税額 ①+②	③	0.00
既に納付の確定した所得割額				2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	④	0.00
平成				法人税割額 (③又は④×100)	⑤	0.00
平成				利子割額の控除額 (控除した金額)	⑥	0.00
平成				差引法人税額 ⑤-⑥	⑦	0.00
平成				既に納付の確定した法人税割額		0.00
平成				既に納付の確定した法人税割額		0.00
計	⑳	0.00		既に納付の確定した法人税割額		0.00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	㉓	0.00		又は引き渡し分		0.00
この申告により納付すべき事業税額 ㉑-㉒-㉓	㉔	0.00		平成		0.00
地方法人特別税				平成		0.00
課税標準となる事業税額	㉕	0.00		計	⑧	0.00
地方法人特別税額 (㉕×100)	㉖	0.00		既に納付の確定した法人税割額は既に申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	⑨	0.00
既に納付の確定した地方法人特別税額				既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (㉗)	⑩	0.00
平成				この申告より納付すべき法人税割額 ③-⑥+⑩	⑪	0.00
平成				均等割額	⑫	0.00
平成				均等割額	⑬	0.00
平成				既に納付の確定した当期分の均等割額	⑭	0.00
計	㉗	0.00		この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑭	⑮	0.00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した地方法人特別税額	㉘	0.00		この申告により納付すべき道府県民税額 ⑮+⑯	⑰	0.00
この申告により納付すべき地方法人特別税額 ㉖-㉗-㉘	㉙	0.00		特別区分の課税標準額	⑱	0.00
解散登記の日	平成 年 月 日			同上に対する税額 ⑱×100	⑲	0.00
残余財産確定の日	平成 年 月 日			市町村分の課税標準額	⑲	0.00
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日	平成 年 月 日			同上に対する税額 ⑲×100	⑲	0.00
利子割額 (控除されるべき額)	㉑			利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
控除した金額 (⑤と㉑のうち少ない金額)	㉒			還付 予納額 ㉗		
控除することができなかった金額 ㉑-㉒	㉓			利子割額 ㉘		
既に還付を請求した利子割額	㉔			還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉑-㉒ (㉑)	㉕			口座番号 (普通・当座)		
法第15条の4の徴取猶予を受けようとする税額	㉖			関与税理士 署名押印		

第九号様式 (提出用)

第9号様式記載要領

- 1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。）をした法人が残余財産分配予納等申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第53条第5項又は同法第72条の30の規定による申告）若しくは清算確定申告（同法第53条第5項又は同法第72条の31の規定による申告）をする場合又はこれらに係る修正申告（同法第53条第27項若しくは同条第28項又は同法第72条の33の規定による申告）をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 6 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表20(2)）の「清算所得に対する法人税額（7）」の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又その全額を切り捨てる前の金額）を記載すること。
- 7 地方法人特別税の「課税標準となる事業税額⑤」の欄は、標準税率が適用される法人については「事業税額③」の欄の金額を、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額④」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 8 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額②」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 9 還付請求の「予納額⑦」の欄は、平成22年旧地方税法第53条第25項又は同法第72条の31第4項の規定により還付を受けようとする場合において、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）第1条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法施行令」という。）第9条の2又は同令29条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 10 還付請求の「利子割額⑧」の欄は、平成22年旧地方税法第53条第46項の規定により還付を受けようとする場合において、平成22年旧地方税法施行令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。